

米穀粉の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県で生産された米を用い、県内の加工施設で製造された「米穀粉」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「米穀粉」とは、うるち米またはもち米を原料とし、製粉したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 米穀粉の品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材 料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 県内で生産されたうるち米、もち米

(関係法令の遵守)

第4 米穀粉の製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成22年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。